

新潟地区防犯組合連合会会則

(名称)

第1条 本会は新潟地区防犯組合連合会と称し、事務局を新潟警察署に置く。

(組織)

第2条 本会は新潟警察署管内に設けられた地域防犯組合並びに職域防犯団体等で役員会の承認を得たものをもって組織する。

(目的)

第3条 本会は地域住民の防犯思想を高揚し、地域安全活動の円滑な運営を図って、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及徹底
- (2) 防犯対策の調査研究
- (3) 関係機関との連絡協調
- (4) 各種防犯組合、防犯団体等に対する協力援助
- (5) 青少年の非行防止に関する活動
- (6) 犯罪の予防と検挙に対する協力
- (7) 優良防犯団体、防犯功労者、人命救助功労者等の表彰
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1 人
副会長 2 人
理事 若干人
監事 2 人
幹事 若干人

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、本会構成員の中から総会で選出する。

2 理事は、次にかかげる職にある者をもってあてる。ただし、人事異動、退職、転職等によってその地位を去ったときは後任者がこれを継承する。

- (1) 地域防犯組合または本会加入の防犯団体の長
- (2) 新潟市中央区役所の防犯担当課長
- (3) 新潟市中央区南出張所長、東出張所長
- (4) 新潟警察署生活安全課長

3 監事は、本会構成員の中から会長が委嘱する。

4 幹事は、新潟警察署、新潟市中央区役所の防犯担当係長の職にある者をもってあてる。

(役員を選任)

第7条 役員任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、役員に欠員を生じ、後任として選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

3 理事は、本会の運営に参画し、事業目的を遂行する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

5 監事は、本会の業務を処理する。

(代議員等)

第9条 代議員は別に定める基準により、各地域防犯組合、職域防犯組合から推薦された者をもってあてる。

代議員は総会に出席して議事に参画するものとする。

2 各地域防犯組合に、婦人部と青壮年部を置く。

各部長は、会長から招集されたとき会議に出席するものとする。

(会議)

第10条 本会の会議は総会並びに役員会とする。

総会は役員並びに代議員をもって開催し、年1回以上開き、役員会は必要の都度開催するものとする。

会議は会長が招集し議長となる。

2 前項の会議は出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

3 会長は、必要の都度婦人部長と青壮年部長を招集し、会議において、意見を求めることができる。

(総会)

第11条 総会は第3条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員の変更
- (3) 事業計画
- (4) その他必要と認める事項

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、次にかかげる職にある者を会長が委嘱する。

- (1) 新潟市中央区長
- (2) 新潟警察署長

2 顧問は本会の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べるができる。

(専門部会)

第13条 本会に専門部会を置くことができる。

専門部会の構成員は、会長が委嘱する。

前項に定めるほか、専門部会の運用に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(備え付け簿冊)

第14条 本会に次の簿冊を備える。

- (1) 財産目録
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会議録
- (4) 役員名簿
- (5) 事業日誌
- (6) 雑書綴

(経費)

第15条 本会の経費は補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年4月31日に終わる。

附則

- 1 本会則は昭和39年4月1日から実施する。
- 2 昭和49年5月23日 一部改正
- 3 昭和62年6月9日 一部改正
- 4 平成7年6月12日 一部改正
- 5 平成10年6月1日 一部改正
- 6 平成19年5月30日 一部改正
- 7 平成29年9月1日 一部改正